

復二第三三二號

昭和二十五年五月十七日

引揚炭礦復員局第二復員局業務處理部長

各地方復員業務處理部長 殿

沖繩、奄美大島出身元日本海軍軍人軍務現況不明者等の調査について（通牒）
首題の件連合軍總司令部に懇請することにより現地民政府に於て調査の上その結果を回答してくれる見込みがあつたので左記了知の上調査を要するものの連名簿を當部に送付方然るべく取り計らわれない。

記

沖繩、奄美大島出身元日本海軍軍人軍務現況不明者連名簿
調製要領

一、連名簿調製擔當員

佐世保地方復員業務處理部を連名簿調製擔當員と定める（以下單に擔當員と呼称する。）

二、連名簿調製範圍等

(1) 調製範囲は準し當り現況不明者（略稱④）、及び似見録實と認むるも未整理者（略稱⑤）を對象とする。

(2) 連名簿は次の懇請区分に従い調製するものとする。

第一次懇請

沖 繩 ④全部

第二次

奄美大島 ④、⑤全部

第三次

沖 繩 ④全部

三、連名簿様式等

(1) 様式は別表の例によること。

(2) 半葉五名書（前書は町村毎に附すること）とし、状況の概要欄は努めて餘裕をとること。

(3) 状況の概要欄は現地で記入する欄であるから餘白の儘としておくこと。

(4) 郡、市、町、村別に各別紙とすること。

(5) 調製後は郡、市別に取組み表紙を附し別表の標題に準じ表記（何市、何郡何名と明記）すること。

(6) 連名簿は和文二部（内一部はペン書可能の紙質であること）中央に

送付すること。

(ハ) 様式例は一、二復共通のものである念のため。

(ニ) 連名簿の字體は楷書用とし明瞭に書くこと。

(シ) 別表様式例中の註書は各葉に刷り込みおくこと。

四、各復で調査を要する事項ある場合は別表に準じ連名簿を調査（調査事項附註）佐世保地方復員局臨時部に送付するものとする。

（終）

（別表様式例添附）

